

# 所得税確定申告・住民税申告 受付

申告受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)

所得税の確定申告と住民税の申告の受付が2月16日から始まります。会場は昨年同様、役場および保健センターです。大字ごとに受付対象地区を設けますが、対象地区以外の住民の方の申告も受け付けることができますので、いつでも都合のよい日に申告会場にお越しください。

※保健センターでの申告の際、保健センターの駐車場が満車の場合は旧西小学校の校庭を駐車場としてご利用ください。

申告会場：役場、保健センター 平成28年2月16日～3月15日

## 申告相談の日程と会場

月 日	受 付 時 間	会 場	受 付 対 象 地 区
2月16日(火)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
17日(水)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
18日(木)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	安戸
19日(金)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	御堂・奥沢
22日(月)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	御堂・奥沢
23日(火)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	御堂・奥沢
24日(水)	午前9時30分～午後4時	保健センター1階診察室	坂本
25日(木)	午前9時30分～午後4時	保健センター1階診察室	坂本
26日(金)	午前9時30分～午後4時	保健センター1階診察室	大内沢
29日(月)	午前9時30分～午後4時	保健センター1階診察室	大内沢
3月1日(火)	午前9時30分～午後4時	保健センター1階診察室	皆谷・白石
2日(水)	午前9時30分～午後4時	保健センター1階診察室	皆谷・白石
3日(木)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室 ※7日、9日、10日は 午前みの受付です。	○上記会場で都合が合わなかった方 ○譲渡所得、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けられる方
4日(金)	午前9時30分～午後4時		
7日(月)	午前9時30分～12時		
8日(火)	午前9時30分～午後4時		
9日(水)	午前9時30分～12時		
10日(木)	午前9時30分～12時		
11日(金)	午前9時30分～午後4時		
14日(月)	午前9時30分～午後4時		
15日(火)	午前9時30分～午後4時		

◆譲渡所得・住宅借入金（取得）等特別控除のある方は、売買契約書等のコピーが必要になりますので**必要書類を事前に用意し、ご持参ください。必ず税務署または役場会場で申告してください。**

◆社会保険料（国民年金）控除を受ける場合は、「控除証明書」または「領収証書」が必要です。

◆平成25年から平成49年までの各年分の所得税額に復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）が加算されます。

◆平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割が、1,000円引き上げ（村民税500円、県民税500円）になっています。

◆給与収入もしくは公的年金等の年収入がある方で、その他の収入（営業、農業等）がある方はその金額の多寡にかかわらず住民税の申告が必要です。

※なお、「確定申告書の送付不要」とされた方でも申告が必要な方は、必ず申告書を作成し提出してください。

## 住民税の申告

平成28年1月1日現在、東秩父村に住所のある方で、平成9年4月1日以前に生まれた方（19才以上）は所得の有無にかかわらず申告をしていただくこととなります。

ただし、収入が給与所得だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている方、公的年金等の年金収入のみの方（年金収入が400万円を超える方を除く）、税務署に所得税の確定申告をする方は原則として申告の必要はありません。

なお、所得がない方も各種証明書の資料となりますので、申告をしていただきますようお願いいたします。

## 所得税の確定申告

所得税は、皆さん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足額の10%～20%の加算税が課される場合があります。さらに延滞税も納めなければならないこと

◆国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp/>です。ご利用ください。